

平成 28 年度 第 2 回 定例（移動）理事会議事録

1. 招集年月日 平成 28 年 6 月 13 日（月）
2. 開催日時 平成 28 年 7 月 07 日（木）午後 4 時 00 分から
3. 開催場所 札幌市中央区南 9 条二丁目 2-10
アートホテルズ札幌 2F「リラの間」
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数及び出席方法
理事の数 11 名 内出席理事 11 名（議場に出席）
監事の数 2 名 内出席監事 1 名（議場に出席）
5. 出席理事の氏名
高橋一則、林 義信、永山恵治、佐藤秀功、山内清司、
伊藤樹里、堀内幸男、田中秀夫、杉本信夫、大泉貴之、渡部 修
6. 出席監事の氏名
柳 漢成
7. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第 1 号議案 平成 28 年度通常総会での懸案事項に関する件

(1) 選挙制度のあり方について

（質疑内容）

選挙制度と部会再編はリンクするが、選挙制度において、新台部会の皆さんに当選するか落選するか分からないが立候補してくれと言うのはこれはどうなのか。新台部会さんはこんなややこしい組合に関わりあいを持つなと言うことにもなりかねないのではないかと。特に少数の部会とか新台部会の皆さんには事前に一定の枠を与える方法が良いのではないかと。日工組の皆さんの協力が必要なのは言うまでも無いと思うが、選挙制度と部会再編について、理事長の明確な回答をお願いしたい。

前回理事会からの継続審議であるが、質疑内容の「理事選挙において、新台部会、商社部会等に一定の枠を与える方法について」中央会に相談した結果、ブロック別（部会別）定数を設定することは出来ない。（定数を設定する規約を定めることは法令違反となる。）しかし、内々での約束事（運用）を定めることまでは関与しないとの見解を受けた。（総会でブロック別定数の選挙をするのは不可、部会内で候補者を選出することは可）これを基に検討した運用案として、例えば部会推薦立候補者数を新台部会 1 人、機械部会 9 人、商社部会 1 人等の設定し、ひとつの案であるが、投票用紙（理事推薦用）により部会の総意として予め定めた数の部会推薦立候補者

を決めれば、無投票当選になる可能性が非常に高くなり、もしこれ以外の自薦による立候補が出た場合は、それを妨げることは出来ないが、部会の総意として立候補した候補者より上回る投票数を得る可能性は非常に低いものと考えられる。と言う案であるが、理事長として、この方法で行きたいと言う事をOB会(8/23～25の間に開催予定)で説明して行くこととし、同時にこの案を各部会に降ろし検討して貰うこととした。

更に、高橋理事長より、審議事項(3)専務理事の資格についても関連するが、員外理事に関し「3人以上の組合員から推薦を受ければ誰でも理事になれるのか」について、当然、性善説に立ったもので相応の人が推薦されるものと理解しており、また、員外理事の組合業務運営の支配を避けるため、中協法及び定款で「3人を超えることができない。」とされ一定の制限が付されてはいるが、(定款は変えられないので)更に内規として「理事会の承認を必要とする。」と言う縛りを盛り込みたいとの発言があり、この件に関してOB会等で説明して行きたいとの意見が付された。この結果、更に継続審議となった。

(2) 組合の貸付事業について

(質疑内容)

質問と言うより、執行部にお願いとして、ここ何年かで当組合員が廃業に追いやられ倒産する会社がそれなりの数が上がっている。予算案の中で貸付制度を検討して貰いたい。例えば最高限度額を300万円、加入金100万円があるので保証人なしで直ぐに100万円を対応できるように。金融機関は融資が厳しい状況で、そういう意味で協同組合の共済事業として、組合の資金を使って貸付制度を早急に実行できるように検討して欲しい。

本件も前回理事会からの継続審議であるが、事務局回答案(詳細は下記のとおり)として、組合の資産の現状とこれに伴う貸付事業の方向性、つまり現在使える資金・別途積み立て金4,800万円であるが、本年度は1,000万円取り崩しており来年以降も取り崩す可能性が無いわけではない状況下で、貸付事業に必要な資金は、当組合と同規模組合で貸付事業を行っている中国遊商では5,000万円の資金を確保している現状を考えると非常に厳しい状況である旨の説明がなされた。これに対し役員より次のとおり意見が述べられた。

- ・ 全員が全員借りるわけではないので出来るのではないかな。
- ・ 100万円程度で会社の運転資金となるのか、焼け石に水ではないかな。
- ・ 100万円であれば全社が借りることを想定しないといけない。(一部の者

に貸して、一部の者に貸せないは NG)

- ・焦げ付いたときどのようにするのか。
- ・焦げ付いたときは理事の責任（弁償）となる。
- ・保留金が潤沢であれば可能であるが、値引き等の組合員への還元を行っている現状のため保留金が少なく難しいのではないか。
- ・理事会でやらないと決めると、部会で何故やらないのかの意見が出る。
この結果、高橋理事長より、部会においてこの内容を説明して皆の意見を聞いて欲しいとの要請がなされ、更に継続審議するものとした。

【参考】

(事務局回答案)

現在組合が運用できる資金は、約 4,800 万円保有しておりますが、この保有金は本年度において、組合費減額のため 1,000 万円取り崩した後のもので、来年度以降の取り崩し等も考えられるところです。

また、本来保有すべき組合員加入金 7,500 万円は加入 10 年経過時に順次返還していることを、念頭において頂きたいと思います。

ご質問の中で、加入金 100 万円があるので保証人なしで直ぐに 100 万円を対応できるように」につきましては、前述のとおり、加入金は組合加入 10 年経過後に返還しているところです。貸付事業を実施しています東日本遊商及び中国遊商においては、組合員の持分の範囲を上限として、無担保（保証人無し）で融資を行っております。この方法により当組合で貸付事業を行った場合は、次表のとおり、100 万まで無担保で貸付しようとする場合は、表 3. のとおり、別途積立金は他の用途に 1,000 万円までしか使えないことになりす。

脱退者に対するA型前倒しのシミュレーション

B28.5.1現在				表1				B28.5.1現在				表2			
出資金	100,000円	11人	100,000円	出資金	100,000円	11人	100,000円	出資金	100,000円	11人	100,000円	出資金	100,000円	11人	100,000円
法定利益準備金	10,514,909円	75人	140,169円	法定利益準備金	10,514,909円	75人	140,169円	法定利益準備金	10,514,909円	75人	140,169円	法定利益準備金	10,514,909円	75人	140,169円
別途積立金	38,791,359円	75人	783,808円	別途積立金	38,791,359円	75人	783,808円	別途積立金	38,791,359円	75人	783,808円	別途積立金	38,791,359円	75人	783,808円
特別積立金	15,671,459円	75人	208,900円	特別積立金	15,671,459円	75人	208,900円	特別積立金	15,671,459円	75人	208,900円	特別積立金	15,671,459円	75人	208,900円
繰越損益金	61,972円	75人	806円	繰越損益金	61,972円	75人	806円	繰越損益金	61,972円	75人	806円	繰越損益金	61,972円	75人	806円
当期保留金(特別積立金)	340,000円	75人	4,500円	当期保留金(特別積立金)	340,000円	75人	4,500円	当期保留金(特別積立金)	340,000円	75人	4,500円	当期保留金(特別積立金)	340,000円	75人	4,500円
合計(特別積立金)	2,800,000円	75人	37,300円	合計(特別積立金)	2,800,000円	75人	37,300円	合計(特別積立金)	2,800,000円	75人	37,300円	合計(特別積立金)	2,800,000円	75人	37,300円
計			1,275,400円	計			OK	計			1,112,400円	計			OK

今後、別途積立金を1,000万円活用した場合				表1				今後、別途積立金を2,000万円活用した場合				表2			
出資金	100,000円	11人	100,000円	出資金	100,000円	11人	100,000円	出資金	100,000円	11人	100,000円	出資金	100,000円	11人	100,000円
法定利益準備金	10,514,909円	75人	140,169円	法定利益準備金	10,514,909円	75人	140,169円	法定利益準備金	10,514,909円	75人	140,169円	法定利益準備金	10,514,909円	75人	140,169円
別途積立金	38,791,359円	75人	783,808円	別途積立金	38,791,359円	75人	783,808円	別途積立金	38,791,359円	75人	783,808円	別途積立金	38,791,359円	75人	783,808円
特別積立金	15,671,459円	75人	208,900円	特別積立金	15,671,459円	75人	208,900円	特別積立金	15,671,459円	75人	208,900円	特別積立金	15,671,459円	75人	208,900円
繰越損益金	61,972円	75人	806円	繰越損益金	61,972円	75人	806円	繰越損益金	61,972円	75人	806円	繰越損益金	61,972円	75人	806円
当期保留金(特別積立金)	340,000円	75人	4,500円	当期保留金(特別積立金)	340,000円	75人	4,500円	当期保留金(特別積立金)	340,000円	75人	4,500円	当期保留金(特別積立金)	340,000円	75人	4,500円
合計(特別積立金)	2,800,000円	75人	37,300円	合計(特別積立金)	2,800,000円	75人	37,300円	合計(特別積立金)	2,800,000円	75人	37,300円	合計(特別積立金)	2,800,000円	75人	37,300円
計			OK	計			OK	計			NG	計			NG

また、組合脱退時の持分を担保として 100 万まで保証人無しで貸付した場合、書類発行未納金が発生した場合の担保が無くなり、その際の書類発行停止等に関する規定制定も必要になるものと考えられます。

総じて考えますと「本来保有すべき組合員加入金 7,500 万円は加入 10 年経過時に順次返還していること」を考慮したうえで、他の用途に使える

1,000万円と残った約3,800万円のうち、いくらを貸し付け事業資金に繰り入れするか（繰り入れできるのか）が貸付事業開始の可否判断となるどころです。

貸付事業を開始するには、定款の変更と事業計画の変更の総会承認や取扱規定の制定も含めて相応の準備期間が必要と思われるほか、準備資金として、当組合と同等規模（組合員数70名）の中国遊商を参考にした場合、中国遊商においては事業資金として5千万円を予算計上し事業を運営しており、貸付事業を実施するには、それに見合った潤沢な資金が必要なものと認められます。結論として、当組合はそれに至っておらず、現時点においては、非常に厳しい状況であることをご理解願います。

(3) 専務理事の資格について

(質疑内容)

選挙制度の中で組合員以外の者に組合員と同じ権利を与えている。専務理事のことであるが、加入金、組合費を支払わない者が何故組合員の資格を有することが出来るのか。事務局の責任者としてお迎えしたが、我々組合員の権利を何の根拠を持って与えたのか。

警察OBに来てもらった経緯について私が携わったが、警察本部とは、待遇面で専務理事の役職の約束はしていない。基本的には2年±1年、給与条件も他と遜色がないように設定すれば良い。専務理事の資格について、個人的には白紙撤回して頂きたい。

本件も、前回理事会の継続審議事項であるが、前回理事会において事務局回答案が示されたが、これを一部修正するものとされ、その指示に基づき、事務局より下記のとおり修正回答案が提出され、審議した結果、本案のとおりとするものとした。

なお、高橋理事長より、これと併せて上記(1)の「選挙制度のあり方について」後段で述べた、員外理事に関して、当時の議事録と求人票の内容を確認し、OB会で説明するつもりであること。及び今後新しい専務理事をどのような形でお招きするかを9月までに決める必要があることから、熟考して頂き意見を出して欲しい旨の要請がなされた。

(事務局回答案)

中協法では、員外理事の定数については、第35条第4項により員外理事の組合業務運営の支配を避けるために一定の制限を付していますが、当組合では定款第27条に員外理事について規定しており、「理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、3人を越えることができない

い。」とされ、つまり、3人まで員外理事を選出することができるということが定められています。

員外理事の資格については、中協法では特に制限規定は設けておりませんので、中協法の趣旨及び公序良俗に反しない限り組合が自主的に定め得るものと解されています。また、中協法で「員外理事」を定めた趣旨は、「正規理事（員内理事）」が自己の企業の事業もあることから、組合の事業運営に専念し得ないおそれがあり、他方員外からも広く人材を起用することが望ましいという点にあると定義されていますことから、員外理事は加入金、組合費を支払わない者、いわゆる組合員以外の者が理事に就任することが一般論であり、何ら違法性は無く適法と認められます。このことから、員外理事である専務理事は組合員ではありませんので、組合員の権利である総会時の議決権、役員選挙権や組合事業活動権は有してないことをご理解願います。

また、専務理事の資格については、平成27年度総会において、定款第32条等に定められた規定に基づき厳正に行われた選挙により理事に選出され、また、定款28条に基づき開催された理事会において専務理事に選出されたものであり、適法と認められ、このことは同総会出席組合員周知の事実でもありますことも併せてご理解願います。

第2号議案 平成28年度・第1回社会貢献委員会結果報告に関する件

(1) 全商協主催・森の長城プロジェクト「千年希望の丘植樹祭」参加結果について

5月28日（土）岩沼市長谷釜地区地区で開催された森の長城プロジェクトに東北遊商から理事長以下9名が参加した。一万人の募集に対し一万二千人参加し盛大に行われた。全商協・今村委員長より前年同様東北遊商には、前日総会にもかかわらず多数の参加とアフターの協力を頂きたいことに謝辞があった。今後、森の長城プロジェクトの名称が鎮守の森プロジェクトに変更されることが発表されたが、十万本植樹の予定まであと五万本引き続き実施されるので、全商協として引き続き参加して行くこととしていることら、東北遊商社会貢献委員会としても同様に対応していく旨、林委員長から報告がなされた。

(2) 平成27年度決算及び平成28年度予算案について

林委員長より次のとおり説明がなされた。

- ・寄付金等として、約400万円の予算案であるが、今後の組合の経営状況によっては減額も有り得ること。
- ・災害対策積立金280万円は総会承認済みであること。

- ・予算執行については、事案ごとに理事会の承認を要すること。
- ・昨年度 RSN 広報用ポケットティッシュ作成費として約 300 万円かかったが、本年度予算には計上していない。しかし、全商協として本年も同様に全地区遊商作成となれば補正計上することになること。

(3) 社会貢献委員の欠員について

社会貢献委員の安達幸司氏（商社部会）及び佐藤公喜氏（機械部会）脱退に伴う、委員の補充については、安達氏の後任として商社部会擁立の伊藤樹里氏を、佐藤氏の後任は次回開催の機械部会から擁立して貰い、理事会に推薦上申するものとした。

(4) 『鎮守の森のプロジェクト』草抜きボランティア活動について

急遽 7 月 7 日付けで全商協社会貢献委員長名により 7 月 9 日（土）開催の『鎮守の森のプロジェクト』草抜きボランティア活動への参加要請文書が届き、取り急ぎ参加者を募った結果、東海委員、柏木委員、大久保委員の協力を頂き東北遊商から 3 名参加することが出来た。

第 3 号議案 その他

(1) 回胴遊商との合同会議等に関する事前打合せ会議について

回胴遊商田苗委員と調整した結果、7 月 26 日（火）午後 3 時 30 分から東北遊商会議室で開催することに決定。出席者は東北遊商側が高橋理事長、林社会貢献委員長、杉本副委員長、永山機械流通委員長、山内副委員長の 5 名、回胴遊商側は、渡部常務理事、佐々木支部長、鈴木副支部長、田苗委員、佐藤委員の 5 名で、議題は「広瀬川清掃活動等の社会貢献活動について」、「その他」とした。

(2) 新台部会員へのコピー用紙を（年 3 回）送ることについて

本年 4 月 28 日開催した第 2 回臨時理事会の議題であった「新台部会員へのコピー用紙を（年 3 回）送ることについて」当組合から新台部会員に対し連日 FAX による機歴確認を行っており、新台部会員のコピー用紙負担軽減策として、平成 27 年度より年 3 回（5 月・9 月・1 月）、年間 1 社当たり 2,500 枚×6 箱（8,748 円分）のコピー用紙を送っているが、本年も同様に継続してよいかを審議に諮ったところ、継続して送るものとするが、数量について現状で良いかどうか、新台部会で検討して貰い、その後再度審議するものとされた。その結果として、事務局が新台部会長より、6 月 27 日開催の部会において「前年同様に継続していただければ有難い」との総意を得たことからの回答を受けたことから、例年通どおりとしてよいか仰いだところ了承された。

(3) 高橋理事長からの伝達事項について

- ① 熊本地震の九州遊商被災組合員への見舞金を送った件で、九州遊商の山本理事長よりお礼を頂いた。また、一部の被災組合委員から事務局に

お礼の電話も届いている。見舞金 22 万 5 千円は 18 被災販社に均等に分配したとの報告がなされた。

- ② 7月6日開催された新流通制度連絡会について、全日遊連側の不満として、指定倉庫の決め方、機械の下取り、回収の件について納得しない状況であった。

また、6月23日開催の回収遊技機の説明会について、日工組の金沢理事長から回収遊技機の撤去を急いでやることが大前提であることの話があった。

- ③ 6月30日中国遊商の松原理事長が来仙しお会いしたが、中部遊商での取扱説明書の運用状況についての話しを伺った。

以上